

## 別紙1

# 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等に対するパブリックコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

### 凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則	財務諸表等規則
「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について	財務諸表等規則ガイドライン
企業内容等の開示に関する内閣府令	開示府令
企業内容等の開示に関する留意事項について	開示ガイドライン

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
<b>財務諸表等規則</b>		
第8条の27(継続企業の前提に関する注記)		
1	「不確実性」という用語は、企業価値の増大をもたらすような事業機会等の「正のリスク」を含むリスクとする概念として使用されることがある。従って、財規での概念の明確化のため「不確実性」を財務諸表等規則ガイドラインにおいて定義してはどうか。	「継続企業の前提に関する重要な不確実性」が認められる場合の注記を投資者へ適切に開示するという趣旨から、個々具体的な場合に応じて適切に解釈すべきものと考えられます。 国際的な基準においても、個々具体的な場合に応じて様々なものがあり得ることから定義しておらず、そうしたことも踏まえ、ここでは定義を置かないこととしているものです。
2	財務諸表等規則第8条の27ただし書きにおいて、貸借対照表日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合は注記を要しない旨が規定されているが、当該重要な不確実性が認められなくなった場合とはいつまでであるかを明確にする必要がある。	当該注記が監査の対象であることから、原則として、監査報告書の作成日までと考えられます。ただし、監査報告書作成後、有価証券報告書等を実際に提出する日までに重要な不確実性が認められなくなったことにより、注記を修正する場合は、監査人と再度協議することが必要になるものと考えられます。
<b>財務諸表等規則ガイドライン</b>		
8の27-3		
3	継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かについては、例えば重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が「企業固有のもの」であるか否か、などといった観点から実質的に判断するものとされているが、この「企業固有のもの」という表現が分かりにくいいため、次のような表現の方が適切と考える。 「…、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるか否かについては、例えば重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が各企業の実情に応じたものであるか否か、…といった観点から、実態に即して実質的に判断を行うものとし、…」	ご指摘の趣旨を踏まえ、修正します。

8の27-4	
4	<p>「・・・1年以上の対応策・・・」の開示を求めているが、継続企業の前提に疑義が存在するか否かの経営者による評価対象期間は、1年であるにしても、対応策の期間が1年以上である必要性は必ずしもない。例えば、債務超過解消のための増資計画は1年も待てない場合がほとんどであり、1年未満での対応も十分ありうる。よって、現行文章を以下のように改定してはどうか。</p> <p>「・・・対応策については、貸借対照表日の翌日から1年の経営者の評価期間について記載することに留意する。</p>
ご指摘の趣旨を踏まえ、修正します。	
<b>開示府令</b>	
第二号様式	
5	<p>財務諸表等規則では、継続企業の前提の注記は内容の重要性から注記事項の最初に記載することとされている。その一部が実質的に届出書等に記載されることとなったことから、その内容の重要性から「事業等のリスク」と「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析」とは別に、独立項目「重要事象等」として重要事象等の存在する旨、その内容、その内容の分析・検討内容、その解消又は改善のための具体的な対応策を記載することにしている。</p> <p>「重要事象等」については、投資者の投資判断上、現行の「事業等のリスク」として記載することとなる事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性がある事項と同様の性質を有するものと考えられることから、投資者にとって分かりやすい情報提供の観点から、「事業等のリスク」として記載することとしたものです。</p> <p>また、同様に、「当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」についても、現行の「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析」として記載すべき事項と同様の性質を有するものと考えられることから、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析」として記載することとしたものです。</p>
6	<p>「継続企業の前提に関する注記」についての今回の改正については賛成であるが、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないとして、財務諸表に注記を行わなくなれば、監査人のチェックが働かず、現行のようにきめ細かい記載が「リスク情報」等に記載されるか疑問である。</p> <p>ご指摘のとおり、「事業等のリスク」は財務諸表の注記ではないため、監査対象ではありません。しかしながら、監査人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められないかどうかを判断するため、「事業等のリスク」、「財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの分析」等の内容も含めて、総合的に検討するものと考えられます。</p>
7	<p>今回の開示府令案第二号様式により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合には、「事業等のリスク」に記載されることになる。「事業等のリスク」の記載内容については監査の対象外とされていることから、財務諸表の監査に当たっては、当該「事業等のリスク」における記載については、新たに特別な手続きが求められるものではなく、財務諸表に注記が開示されている場合、それとの整合性を確かめる程度の手続を行うという理解でよい。</p>
8	<p>今回の開示府令案では具体性かつ分かりやすい記載の実効性が担保されないのではないかと。具体的には、記載上の注意(33)、(36)の「記載す</p> <p>「事業等のリスク」等の記載に当たっては、当然に、具体的に、かつ、投資者に分かりやすく記載することが望まれますが、これを明確にするため、</p>

	<p>ること」の前に「具体的、かつ、分かりやすく」の文言を入れるとともに、改正後の開示ガイドラインに追加された項目は、指針にすぎないガイドラインではなく開示府令に記載されるべきである。</p> <p>その上で、開示ガイドラインの改正項目であるⅡにおける、「対応策」の例示については、「資産の処分」等の財務上の対応策しかなく、「営業計画、経営計画」等の営業上の対応策も例示として挙げるべきではないか。</p>	<p>記載上の注意を修正します。</p> <p>また、「事業等のリスク」等については、企業の業種、業態、規模、経営状態、企業をとりまく経済環境等により様々であると考えられるため、例示した事象又は状況にとらわれることなく、積極的な記載が望まれることから、ガイドラインにおいて例示することとしたものです。</p> <p>したがって、「重要事象等を解消し、又は改善するための対応策」として、ご指摘のような営業上の対応策が採られる場合には、その具体的な内容を記載しなければならないものと考えられます。</p>
9	<p>開示府令案第二号様式記載上の注意(33)aの文末を「...記載すること(次のbに該当する内容を除く。)」と改正し、記載上の注意(33)bについては、重要事象等の内容を記載するのみならず、当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策が功を奏しないリスクについても記載するようにしてはどうか。</p>	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(33)aにより記載する「事業等のリスク」は、「提出会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」のほか、「提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象」について幅広く記載するものです。したがって、その対応策の有無に関わりなく、「継続企業の前提に関する注記」の対象となるものについても記載することになります。</p>
10	<p>継続企業の前提に重要な不確実性が認められ、財務諸表に継続企業の前提に関する注記を行う場合でも、別途「事業等のリスク」において、開示府令案第二号様式記載上の注意(33)bに規定する事項を記載するものと思われる。しかし、規定上はその点が明確でないように思われるため、財務諸表に注記を行った場合でも当該記載が必要である旨を明確にすべきと考える。</p>	
11	<p>継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合には、「事業等のリスク」において記載することとされている。従来の監査基準の前文(平成14年1月25日)で、継続企業の前提に疑義を抱かせる「事象や状況につながる虞のある重要な事項については、有価証券報告書や営業報告書等において適切に開示されることが求められる。」とされていたが、この「虞のある重要な事項」についても「事業等のリスク」に含めて開示されるという理解でよいか。</p>	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(33)aにより記載する「事業等のリスク」は、「提出会社が将来にわたって事業を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」のほか、「提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象」について幅広く記載するものです。したがって、継続企業の前提に疑義を抱かせる「事象や状況につながる虞のある重要な事項」についても記載することが適当であると考えられます。</p>
12	<p>開示府令案第二号様式記載上の注意(33)b及び(36)bに従った情報は、参照書類の補完情報として記載すれば足りるとの理解でよいか。</p>	<p>ご理解のとおりと考えられます。</p> <p>組込方式又は参照方式の有価証券届出書の提出日までに重要事象等が発生した場合には、追完情報又は補完情報として記載することになります。</p>
13	<p>開示府令案第二号様式記載上の注意(33)cは、同様式記載上の注意(33)aのみにかかるものか、又は同様式記載上の注意(33)a及びbの双方にかかるものか。</p> <p>同様式記載上の注意(33)a及びbの双方にかかるもの場合、同様式記載上の注意(33)cは、有価証券届出書の事項の「事業等のリスク」以外の</p>	<p>開示府令第二号様式記載上の注意(33)cは、「事業等のリスク」(33)a及びb)のみにかかるものです。</p>

	項目においても将来情報が記載される場合について記載を要する旨(あるいはその旨を明示する旨)の改正をすべきではないか。	
<b>開示ガイドライン</b>		
14	開示ガイドライン案B2に列挙された事象又は状況は、それ自体が即「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」に該当するものではなく、当該状況が「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような」場合に限って該当するとの理解でよいか。	ご指摘の趣旨が明らかではありませんが、「提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況」は、例えば、開示ガイドラインのB2に例示した事象又は状況が単独で又は複合的に生ずることにより該当し得るものであると考えられます。
15	財務数値については、取扱いを明確にする観点から開示ガイドライン上、基準を明確にすべきではないか。	「事業等のリスク」等については、企業の業種、業態、規模、経営状態、企業をとりまく経済環境等により様々であると考えられますが、参考としていただけるよう、一般的に考えられる事象又は状況を例示したものです。したがって、実際の記載に当たっては、これらの例示にとらわれることなく、積極的な記載が望まれます。
16	開示ガイドライン案B2(7)は、返済条項では分かりにくいので、「借入金に係る契約における弁済に関する条項の不履行又は当該契約に係る支払債務の履行の困難性」とすべきではないか。	
17	開示ガイドライン案B2(8)における「社債等の償還の困難性」については、「社債等の償還等に関する条項の不履行又は当該社債に係る支払債務の履行の困難性」とすべきではないか。	
18	開示ガイドライン案B2(9)における「新たな資金調達の困難性」とは、提出会社において可能と思われる合理的な手段を尽くしても、なお資金調達が困難な状況であって、かつ、債務の期限どおりの返済の困難性が生じた場合との理解でよいか。もう少し、判断基準が明確になる、又は内容が限定的になる記載内容とすべきではないか。	
19	開示ガイドライン案B2(11)については、本例示の内容が、開示府令案第二号様式記載上の注意(33)bの「重要事象等」が存在する状態であるにも関わらず、売却を予定している重要な資産の処分が困難な状況になってしまったことに限定されるような文言となるように原案を修正すべきではないか。	
20	開示ガイドライン案B2(12)の「配当優先株式に対する配当の遅延又は中止」とは、どのような場合を想定しているのか。 会社法上、剰余金の分配議案が可決されない限り、配当優先株式であっても、具体的な配当請求権はないが、改正案は、剰余金分配議案が可決された上で、かつ、決定された支払日までにおいて、優先配当が支払われない場合を意味する	

	<p>との理解でよいか。</p> <p>また、累積条項のある配当優先株式においては、当年度において分配可能額が存在する場合でも、会社の資本政策上、当年度において剰余金の分配を決議せず、翌年度に累積して優先配当を行なうこともあり得、このような場合、優先配当の条項に違反していない。このような場合には、配当優先株式の要項には違反しておらず、「遅延又は中止」に該当しないとの理解でよいか。</p>
21	<p>開示ガイドライン案B2(14)の「得意先」とは、財務諸表等規則ガイドライン8の 27-2に合わせて、「取引先」とすべきではないか。</p>
22	<p>開示ガイドライン案B2(15)の権利失効については、「及びその代替的権利の取得の困難性」を追加すべきではないか。あるいは「不可欠な」を「代替不可能な」に変更すべきではないか。</p>
23	<p>開示ガイドライン案B2(16)の人材流出については、「及びその回復の困難性」を追加すべきではないか。あるいは「不可欠な」を「代替不可能な」に変更すべきではないか。</p>
24	<p>開示ガイドライン案B2(17)の資産については、「及び代替資産取得の困難性」を追加すべきではないか。あるいは「不可欠な」を「代替不可能な」に変更すべきではないか。</p>
25	<p>開示ガイドライン案B2(18)は、「法令等に基づく重要な事業活動の制約」とすべきではないか。</p>
26	<p>開示ガイドライン案B2(19)における「可能性」とは、どの程度の事象又は状況をもって判断すべきものと考えているか。</p>
27	<p>開示ガイドライン案B2(20)の「ブランド・イメージの著しい悪化」を、「企業のブランド価値の著しい悪化」と修正した上で、具体的にどのような場合が、本例示に該当するのかわかるべきである。</p>